

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク (太宰府市ハザードマップより)

(土砂災害)

市北部の四王寺山沿い、北東部の宝満山沿い、南西部の山沿いにおいて、土石流やがけ崩れが発生する危険区域が多数あり、当該区域には、製造業が多く集積している。

(浸水)

市中央を流れる御笠川の下流域は、浸水想定区域に想定されており、特に、御笠川右岸の水城区及び左岸の吉松区の 2 区は、0.5m 未満～3m 未満が想定されている。想定は総雨量 24 時間 325mm である。また、福岡県が平成 30 年 4 月公表した「想定される最大規模の降雨（総雨量 24 時間 966mm）」による浸水想定区域によると、連歌屋、五条、通古賀区の一部が新たに浸水想定区域となり、水城区、吉松区においては、かなり広い面積が浸水する予想となっており、建設業や飲食業、小売業等が集積している。

(地震災害)

本市には、県道 31 号線に沿って走る「警固断層」、市の北東部を走る「宇美断層」の 2 つの活断層が存在する。特に、2005 年 3 月福岡県西方沖地震（マグニチュード 7.0、最大震度 6 弱）では、警固断層の北西部にあたる海面下の活断層が活動したのが原因であり、本市が所在する南東部は、その際の歪が蓄積された状態が依然として継続されたままであり、特に注意が必要である。

30 年以内の地震発生確率は、警固断層が「S ランク（高い）」、宇美断層が「Z ランクほぼ 0%」で、特に、警固断層は、全国の活断層の中でも上位にランクされている。

「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）によると警固断層の地震想定は、マグニチュード 7.2、市内の震度は最大 6 強～5 弱、人的被害：死者数 107 人、負傷者 1,417 人、要救出現場数 480 件、要救出者数 517 人、要後方医療搬送者数 142 人、避難者数 2,785 人、帰宅困難者数 9,106 人、建築物被害：木造全壊棟数 1,020 棟、半壊棟数 933 棟となっている。

(その他)

本市の過去の大きな災害は、次のとおりである。

- ・1973 年 7 月（寒冷前線による大雨）

時間雨量 62mm、国分や原川で土石流発生、死者 14 人、負傷 9 人、救助法適用全壊 11 戸、半壊 11 戸、床上浸水 275 戸、床下浸水 622 戸

- ・2003 年 7 月（梅雨前線による大雨）※太宰府市 H15. 7. 19 豪雨災害

時間雨量 99mm、原川や国分で土石流、御笠川の水城区から通古賀区の落合橋一帯にかけ浸水被害、御笠川沿いの護岸が数か所崩壊

死者 1 人、負傷 6 人、全壊 14 棟、半壊 28 棟、一部損壊 8 棟、床上浸水 241 棟、床下浸水 103 棟、道路・水路被害 255 箇所、土砂被害 281 箇所、河川被害 118 箇所

- ・2005 年 3 月（福岡県西方沖地震）マグニチュード 7.2 本市震度 4

被害 重症 1 名、軽傷 1 名、半壊 1 棟、一部損壊 174 棟

※出典資料・「太宰府市地域防災計画」

- ・「太宰府市ハザードマップ（災害への備え）」
- ・「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）
- ・「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図の公表について
(福岡県土整備部河川管理課平成 30 年 4 月 27 日)
- ・「主要活断層帯の長期評価」（政府地震調査研究推進本部平成 31 年 2 月 26 日）

また、当市は内陸に位置している影響もあり、夏は猛暑日になることも多い。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の現状

- ・ 商工業者等数 1,754 人
- ・ 小規模事業者数 873 人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	266	130	市内に広く分散している
	製造業	71	36	山沿いに多くみられる
	卸売業	105	53	市内に広く分散している
	小売業	438	219	市内に広く分散している
	飲食・宿泊	263	131	市内に広く分散している
	サービス業	456	228	市内に広く分散している
	その他	155	76	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 地域防災計画の策定
災害基本対策法第 16 条に基づき、太宰府市防災会議を設置、同法第 42 条に基づき、太宰府市地域防災計画を随時更新している。
- ・ 防災訓練の実施
上記、地域防災計画により、毎年 1 回、梅雨前の時期に、災害対策本部要員（係長以上）による防災訓練（主に、風水害、地震、復旧対応等）を実施している。また、合同総合防災訓練を実施している。（筑紫野市と 1 年毎交代開催）
- ・ 防災品の備蓄
食料、飲料を 2 万食備蓄する計画で、備蓄を進めるとともに、避難所での必要な備品を用意している。また、市民へ各家庭における備蓄の啓発を行っている。
- ・ 太宰府市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
月 2 回発行している商工会 NEWS にて掲載し、約 1,300 事業所へ配布。また、商工会ホームページへ掲載し、周知している。

- ・事業継続力強化計画の策定支援
BCP 作成セミナーの開催
専門家による BCP 策定支援
- ・防災備品の備蓄
スコップ、懐中電灯、非常食等を備蓄し、また、会館に自動販売機を設置している。
- ・行政が実施する防災訓練への参加及び協力
筑紫野太宰府消防本部の指導に基づく避難訓練を実施

Ⅱ. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・「太宰府市国土強靱化地域計画」及び「太宰府市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

＜1. 事前の対策＞

・本計画に基づき、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

「太宰府市新型インフルエンザ等対策行動計画及び対応マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む、小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和2年度に事業継続計画を作成。（詳細は別添参照）。

3) 関係団体との連携

- ・連携をする福岡県商工会連合会に専門家の派遣を依頼するなどして、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや福岡県火災共済協同組合と連携して損害保険の紹介等を実施する。計画策定支援は、福岡県商工会連合会と連携し災害予防対策タスクチーム（福岡県商工会連合会、BCP策定専門家、民間保険会社、太宰府市商工会が連携する支援体制）を構築し、リスク喚起からBCP策定支援までを実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会と当市において、定期的に連絡会議等を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大雨による土砂災害や水害、マグニチュード7）が発生したと仮定し、投資との連絡ルートを確認を行い、必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内にSNSを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、太宰府市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨における例...職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が総じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

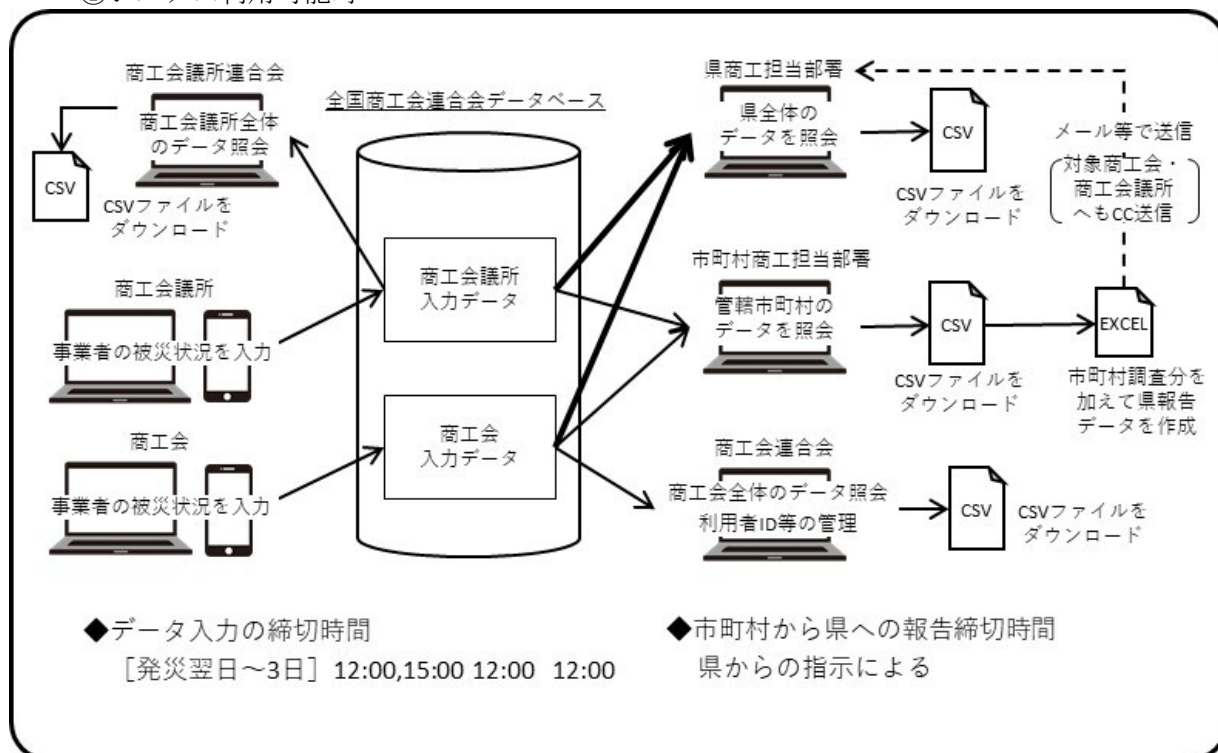
- ・当市で取りまとめた太宰府市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施す

る。

＜３．発災時における連絡体制＞

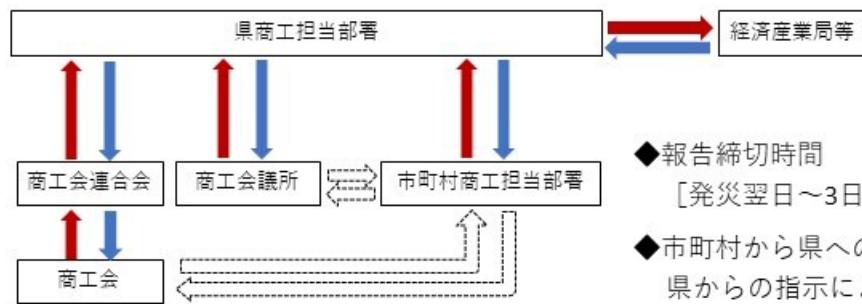
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、太宰府市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ◆報告締切時間
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00
- ◆市町村から県への報告締切時間
県からの指示による

- ・また、当会は被害状況を9.様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式I

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○-○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名： _____

記入担当者： _____

被害箇所				被害状況		区分 (※欄外に修正の必要あり)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、資料等、機械の破損など、内容が正確であるように詳しく記載してください）
記入例	○○○○○市○○○区	—	△△△△△製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。製材機2台が利用できない状況。
	△△市△△区△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。
1						
2						
3						

※前記までに記載が漏れた箇所は削除せずに、前後情報を追記していただく。 ※所載が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に前記を記入している被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて追報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、太宰府市と調整する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

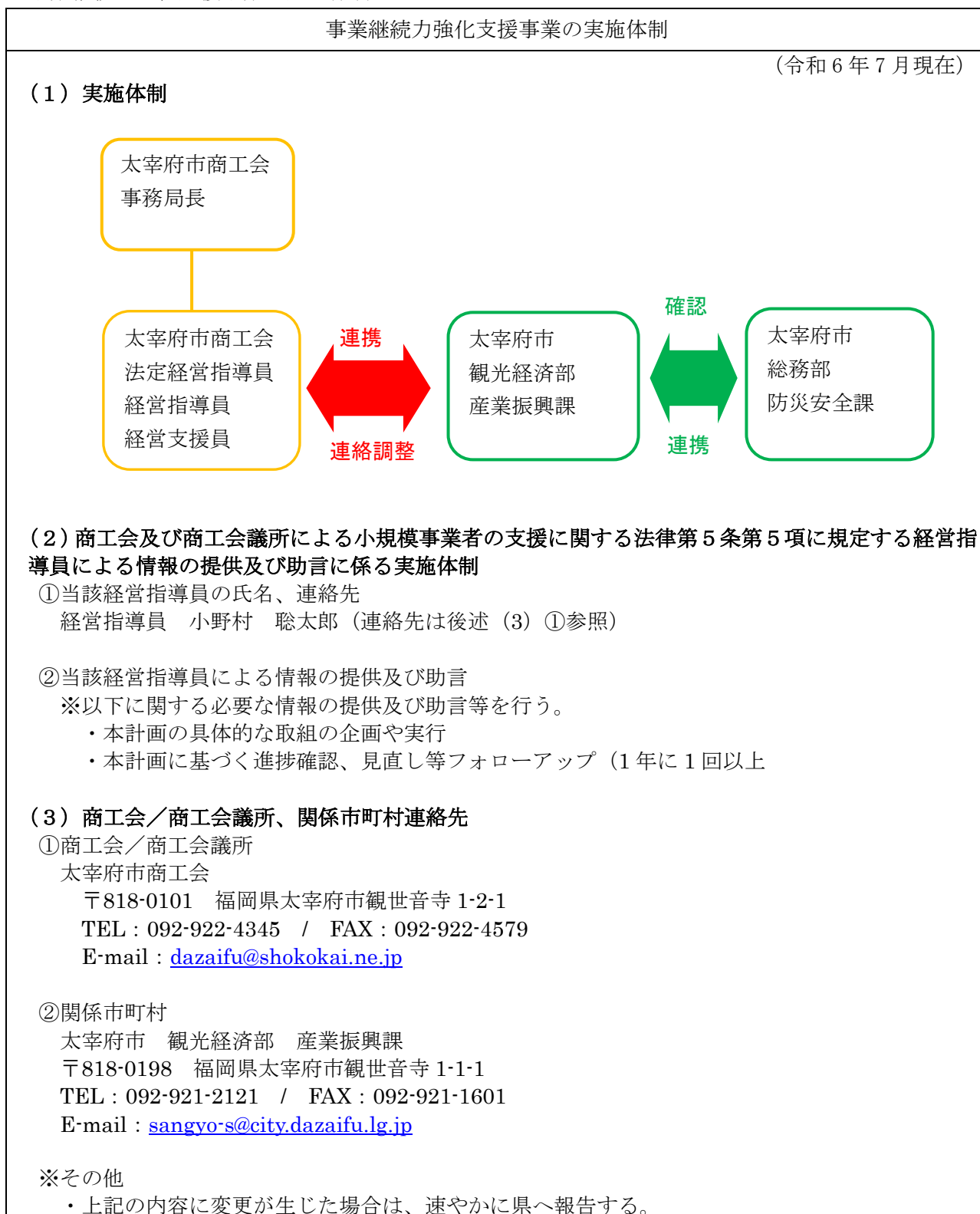
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	384	384	384	384	384
・ 専門家派遣費	220	220	220	220	220
・ 連絡会議運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	44	44	44	44	44
・ チラシ等作成費	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、太宰府市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

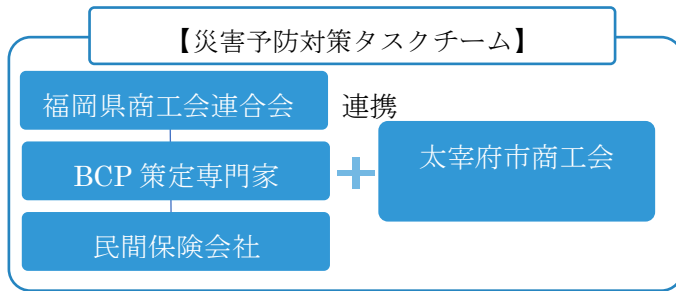
(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
①福岡県商工会連合会 会長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 7F 電話番号 092-622-7708 ②福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号 092-622-8071	
連携して実施する事業の内容	
①【1. 事前の対策】3) 関係団体との連携 連携先 福岡県商工会連合会 内 容 災害予防対策タスクチーム*1 がリスク予防診断（旧保険診断）を入口として、リスク喚起から BCP 策定支援までを実施する。 *1 災害予防対策タスクチーム：福岡県商工会連合会（共済推進チーム）、民間保険会社（損保）、BCP 策定専門家及び各商工会の伴走支援によるチーム ②【1. 事前の対策】3) 関係団体との連携 連携先 福岡県火災共済協同組合 内 容 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知、PR を行うと共にリスク診断を実施する。	
連携して事業を実施する者の役割	
①福岡県商工会連合会 会長 花田 稔之 役割 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画提案 ・BCP 策定支専門家の派遣による支援 ・災害に負けない強い事業者の計画実施 効果 事前に災害リスクに対する BCP 策定により、被害を最小限に抑えることができる ②福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 役割 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知、PR ・リスク診断への協力 効果 事前に災害リスクの周知等を行うことで、被害を最小限に抑えることができる	

連携体制図等

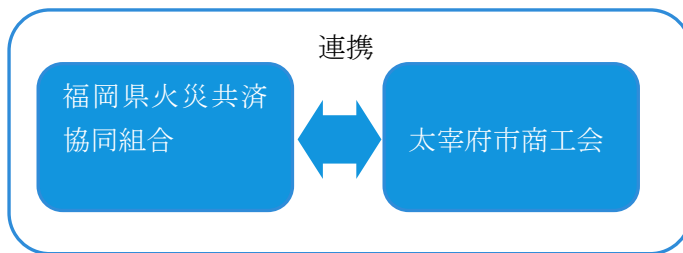
①



- ・ 災害リスク周知
- ・ BCP 策定支援他

小規模事業者等

②



- ・ 各種共済の周知、PR
- ・ リスク診断他

小規模事業者等